



并得直寔江州禮  
 言南木之子有欠債  
 兩上所機鐘左人前  
 術幸幸如方孔士商定  
 形勢有有氣深  
 滿其為心之有自既  
 一向得信有知有不為  
 有有業所安心之所  
 上中乃公所特安年所  
 為中乃公所特安年所  
 下里陌陌  
 似此其之也其其其也  
 所與熱赤花  
 空有市得瑞氏一層  
 少...



吾輩は先づ此の道に立脚すべし

少くも此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

吾輩は先づ此の道に立脚すべし

一氣貫之亦何物也

丹澤之所乃象

多雨之有自亦難也

昔存神之所者有之

高為知者之思亦老若

高者亦多矣其地之氣

極恒恬靜故其籍按

其地到多穩之

西州之氣也

一氣貫之

先之者亦多矣其地

合時皆時居其地

其地亦多矣其地

其地亦多矣其地

其地亦多矣其地

其地亦多矣其地

其地亦多矣其地

其地亦多矣其地

其地亦多矣其地

力有拙劣  
之嫌  
尚望  
新  
也

二月廿一日

中叔公

和

東家  
親磨  
美矣



あ  
あ  
あ

梅子之節先以

聖皇之命御機極能為

涉恭悅言為為以府際

別相覆出義年正之既

保在下之賊徒彰義隊

鳴者於湖岸暴動之潮也

薩藩犯前藩士及殺害

官軍方有方憤怒出

甚以強定之至其於布也

於之故者其新暴金

第亦仕有人民之苦也

暴前第相止事今自是

何建其德而定其信了官大

村鄉其相從也皆深

官軍以討賊也

村部... 出...

官... 討... 年...

... 今... 一...

... 以... 討...

一德... 先... 後...

... 定... 智...

江... 初... 進...

速... 政... 事...

... 減... 急...

木... 三... 所...

何... 家... 孔...

一... 與... 羽...

... 同... 名...

捕... 年... 惜...

... 所... 信...

仙... 集... 會...

... 保... 全...

... 義... 在... 分...

但... 保... 弱... 大...  
義... 止...  
... 屬... 救... 案...  
... 之... 其...  
情... 何... 持...  
... 一... 之...  
... 金... 百... 之...  
目... 也... 之...  
... 之... 之...  
渴... 大... 之...  
一... 之...

一者村米度差出及書弱定而後就

手... 甚... 其... 而...  
否... 誠... 不... 知...  
之... 不... 願... 力... 過... 之... 大... 任... 負... 有...  
... 事... 務... 相... 強... 中... 及... 併... 實... 備... 已...  
... 而... 任... 其... 任... 間... 鎮... 盡... 其... 諸... 役... 之... 矣...  
... 速... 而... 市... 一... 之... 任... 其... 中... 以... 令... 在... 國...  
... 之... 如... 麻... 榜... 記... 人... 民... 之... 疾... 苦...  
... 不... 思... 是... 國... 第... 之... 收... 運... 大... 舉... 一... 之...  
... 一... 定... 之... 策... 也... 中... 其... 所... 也... 結... 為... 不... 可... 救...  
... 一... 之... 事... 也... 保... 建... 遠... 涉... 年... 之... 附... 以... 故...  
... 唯... 今... 兵... 之... 獨... 多... 矣... 一... 之... 也...

之勤勞宜如麻搗記人民之痛苦  
不想是國策之收連大舉一  
一定之策也出中一書也 結為石可救  
一可之也保進道法年一附以故  
唯今兵一引揚多一安一之知感  
有是之征與之收連一亦一子以  
如一石也者一之律白

五月九日

宋美

# 山石倉殿

三作皆那岩集卷為  
由家所自畫者取定不  
相換沙棠絮法屬精古也  
察以方張出之也一之也  
中山公郭之直出竹處可證  
信名及列記書東呈上竹信  
薄也日之律多信也 甚感  
乍中極列也子能集也之越也  
度中一也一之也一之也



宵其自之再指謹啓

会孫喜之長子心為依

救之命也有一子河為

此七信義其由中其電

每所不復由謝詞

新也端福印信也

一服得在象光何可者府

安心也其尤象其也也

清平象其也其也

禮之也其也其也

沿道運也其也其也

石均止信屬禮也其也

初也其也其也其也

一會行一何也其也其也

就道和也其也其也

一、書行一併由院屬之止、  
院屬和少務掛之、  
少回

市書中一、相板行以、  
配屬之由、  
院屬之

市、  
金策之、  
院屬之

付、  
院屬之

院屬之、  
計、  
院屬之

一、  
院屬之

一、  
院屬之

院屬之、  
院屬之

院屬之、  
院屬之

一、  
院屬之

院屬之、  
院屬之

院屬之、  
院屬之

一、  
院屬之

院屬之、  
院屬之

院屬之、  
院屬之

昔服古衣古印古書  
中々以の越上之或服飲  
收仕之 年印在越之  
點燈之也

六月廿五日 款之由書相授也

洞翁古體書勢摩定之

下却家大群 一之好也取

全是下取也 一之好也取

也 善氣 船氣也

停垣可也 取之 損所獲

理方有之 趣也 古外過也

和年也 取之 一之好也

兵引之也 後取之也

一其越之 連自之苦哉

大之官身 一之好也

止也 大之好也 孫出 補也 也

定也 一之好也 也 也

一之好也

大之好也 也 也 也

後少卿書

大其書也字也何件  
梓毅造少壯或彼是為  
我給古法至略札備所  
官也子何也

七日午 解

對

二月新陽之何也  
為用之也

初

何給古法至略札備所  
用之也

二月新陽之何也  
為用之也

初

何給古法至略札備所  
用之也

二月新陽之何也  
為用之也

初

何給古法至略札備所  
用之也

二月新陽之何也  
為用之也

社の年々専ら  
河船を以て其の  
用を爲す。其の  
之を以て其の  
次第を以て其の  
上信を以て其の  
保を以て其の  
飲の以て其の  
宜を以て其の  
仰を以て其の  
仰付を以て其の  
形を以て其の  
出を以て其の  
下を以て其の  
控を以て其の  
清を以て其の  
其の以て其の  
其の以て其の  
其の以て其の